鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン協賛店募集要項

I. 鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポンについて

- 1) 事業概要
- (1)名 称 鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン
- (2) 発 行 者 鹿沼市
- (3) 対象者 鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち追加している者
- (4) 発行内容 各協賛店が鹿沼市へ提出する「鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン協 賛店登録申請書」に基づく
- (5) 配布期間 令和3年11月24日(水)~令和4年1月31日(月)
- (6) 利用期間 (5) 配布期間に準ずる
- (7)発行形態 鹿沼市 LINE 公式アカウントトーク画面にて配信
- (8) その他新型コロナウイルスの感染状況により事業の延期や中止をする場合があります。
- 2) 鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン取り扱い厳守事項
- ① 本クーポンは協賛店が取り扱う商品・サービスの提供についてのみ使用できるものとします。
- ② 本クーポンと現金等の交換及び売買は禁止しています。
- ③ 本クーポンは取引の取消及び返金はできません。
- ④ 他の割引企画等との併用不可やポイント加算対象外などの定めは、「鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン協賛店登録申請書」に基づくものとします。併用不可とする場合などは、利用者にその旨をご説明ください。

Ⅱ.協賛店の募集概要

- 1)募集概要
- (1)対象者 鹿沼市内に店舗のある事業者
- (2) 募集期間令和3年11月24日(水)~令和4年1月14日(金)
- ※上記期間中であれば任意(週単位)でクーポン配布期間を設定できます。
- ※状況により期間を変更する場合がございます。その場合は、専用ホームページでご案内します。
- (3) 協賛店負担金 なし
- ※ただし、クーポンの特典付与に要する費用は協賛店のご負担となり、鹿沼市が補填するもので はありません。
- (4)申請方法募集要項の内容をご確認いただき、「鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン協賛店登録申請書」によりご申請ください。詳細は「**W**. 協賛店参加申込について」をご参照ください。

Ⅲ. 協賛店の募集要項

- 1)協賛店参加資格
- (1) 鹿沼市内に事業所・店舗等を有する者。
- (2) 各種必要な営業の許可を得ている者。

- (3) 一般消費者向けに商品やサービスを提供している者。
- (4)上記(1)~(3)に該当し、鹿沼市内の店舗等のみにおいて本クーポンの使用を制限出来る者。
- (5) 本募集要項に定める内容を遵守できる者。 ただし、次の事業者を除く。
- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ等の店舗等の営業を行っている者。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員が関与する者。
- ④ 上記①~③のほか、鹿沼市が対象外とすることを適当と認めた者。

2) 加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1)利用店舗であることが明確となるよう、販売ツール(卓上POP)を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者から提示された本クーポンの真贋に疑義があった場合には、クーポンの利用を拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ報告して下さい。
- (3) 本クーポン券の配布期間中は協賛店として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退は認められません。
- (4) 本クーポンの使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めてください。
- (5) 本クーポン券の取り扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従って ください。

Ⅳ. 協賛店参加申込について

1) 申込方法

協賛店登録希望者は、「鹿沼市 LINE 公式アカウント友だち限定クーポン協賛店登録申請書」に必要事項を記載のうえ、下記の方法でお申込みください。

- (1) メール
- (2) FAX
- (3)窓口での提出

メールアドレス: kanumaeigyou@city.kanuma.lg.jp

FAX番号: 0289-63-2292

窓口:鹿沼市役所本庁舎3階 4番鹿沼営業戦略課

2) 申込期間

令和3年11月24日(月)~ 令和4年1月14日(金)

※状況により、期間を変更する場合がございます。その場合は、専用ホームページでご案内します。

3)登録・承認

申請のあった事業者については、審査を経て、加盟店として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、審査により承認を取り消すことがあります。

- ① 申請内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 事務局が承認を取り消すと判断した場合

4) その他留意事項

- (1)協賛店の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種・クーポン内容等)は、「クーポン配信中のお店」として、利用者向けのホームページ等に掲載します。
- (2) 本募集要項に違反する行為が認められた場合、承認の取消を行う場合があります。
- (3) 本募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、鹿沼市がその都度対応を決定します。
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況により、事業の延期や中止をする場合があります。
- (5) 鹿沼市の方針により、通知なく内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。

お問い合わせ

<事務局>

鹿沼市 総合政策部 鹿沼営業戦略課

電話: 0289-63-0154 FAX: 0289-63-2292

メールアドレス: <u>kanumaeigyou@city.kanuma.lg.jp</u> ※土、日、祝日等を除く8:30~17:15 受付